

寿都デイサービスセンター（共生型生活介護）利用契約書

_____様（以下「利用者」という）と社会福祉法人 徳美会 寿都デイサービスセンター（以下「事業者」が利用者に対し提供する共生型生活介護について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下障害者総合支援法）等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行う事を定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は 令和 年 月 日からとします。

ただし、利用者から事業者に対し、文書により契約終了の申し出がない場合かつ利用者の介護給付費期間が更新された場合、契約は自動更新されるものとします。

（個別支援計画）

第3条 事業者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し個別支援計画を作成します。

2 事業者は個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し文書により同意を得る事とします。

3 事業者は、個別支援計画作成後、実地状況の把握を行い、少なくとも6か月に1回以上 個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者又は家族に説明をし、文章により同意を得る事とします。

（サービス内容）

第4条 事業者は、利用者に個別支援計画に基づいて、重要事項説明書に記載するサービスを提供いたします。

なお、契約支給量等については、受給者証に記載のとおりです。

2 事業者はサービスの提供記録を契約終了後2年間保管し、利用者の書面による応

じて閲覧又は複写物を交付します。

(利用料金)

第5条 利用者は、重要事項説明書に記載する介護給付費対象サービスに対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から介護給付費等の額を控除した額。「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1カ月の負担上限額となります。）を事業者に支払います。なお、介護給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。

2 利用者は、重要事項説明書に記載する介護給付費対象外サービスに対して所定の料金を事業者に支払います。

(利用料金の支払い方法)

第6条 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という）を月ごとに事業者に支払います。

2 事業者は、利用料金に係る請求書をサービス提供月の翌月10日までに利用者へに通知します。

3 利用者は請求があった利用料金について次の方法により遅滞なく支払います。

- (1) 当事業所指定の金融機関への口座振込
- (2) 現金による支払

4 事業者は利用料金の支払いを受けた際には、利用者へに領収書を交付します。

(利用料金の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく利用料金を3カ月以上滞納した場合には事業者は文章により10日以上を定めてその期間内に全額を支払わなければ、契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は前項の規定により解約に至るまでは滞納を理由としてサービスの提供を拒む事はありません。

(説明義務)

第8条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

(安全配慮義務)

第9条 事業者はサービスの提供にあたって、利用者の生命・身体の安全確保に配慮します。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合や必要な場合には速やかに主治医または協力医療機関に連絡をとるなどの必要な措置を講じます。

2 前項のほか、事業者は利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者及びその家族が指定するものに対し緊急に連絡します。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 身体拘束をせざるを得ない場合には利用者・ご家族へ説明し同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(秘密の保持)

第12条 事業者は、業務上知りえた利用者やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者は、他の指定障害サービス機関へ情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用者又はその家族の同意を得ることとします。

(苦情解決)

第13条 利用者又はその家族は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載する苦情受付窓口に苦情を申し立てる事ができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について利用者又は家族に文章で報告します。

3 事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てた事を理由として、利用者に対し不利益となるような対応はいたしません。

(契約の満了)

第14条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 利用者の障害程度区分が非該当となったとき。又は介護保険の該当となったとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 利用者の所在が2週間以上不明になったとき。
- (4) 以下第15条、第16条に基づき本契約が解約又は介助された場合。
- (5) 利用者が障害者施設や介護保険施設に入所となった場合。

(利用者の解約権)

第15条 利用者は事業者に対して、契約満了日の2日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者の解約権)

第16条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第7条による場合
- (3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 天災・災害、その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができ

ない場合。

(契約終了時の援助)

第17条 契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ相談支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(代理人)

第18条 利用者は代理人を選任する事ができます。ただし代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対してその権限を証する書面を提示してこれを行う事とします。

(損害賠償)

第19条 事業者はサービスの提供によって事故が発生した場合は速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

(協議事項)

第20条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法等の関係法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者 事業者が署名捺印のうえ1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

事業者名 社会福祉法人 徳美会 寿都デイサービスセンター

住 所 北海道寿都郡寿都町字開進町 50 番地

代表者 所長 有田 美智子

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

